

2025年5月26日 改正戸籍法施行

戸籍にフリガナが記載されます

2025年
5月以降

本籍地の市区町村から
戸籍に記載される予定の氏名の
フリガナの通知が届きます

※棚倉町に本籍がある方には、7月中に
フリガナの通知を発送します。

Point

通知されたフリガナをまず確認！

誤っている場合は届出をしてください

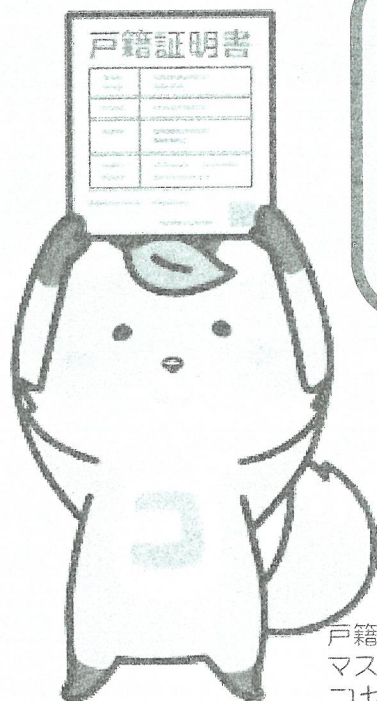
マイナポータルでオンライン届出ができます



2026年
5月以降

通知されたフリガナが
戸籍に記載されます

正しいフリガナが通知された
場合は、届出をしなくても、
戸籍に記載されるから安心!!



【詐欺にご注意ください】

フリガナの届出に手数料はかかりません。
届出をしなくても罰則はありません。

戸籍制度
マスコットキャラクター
コセキツネ

フリガナのルールができます
詳しくはこちら→

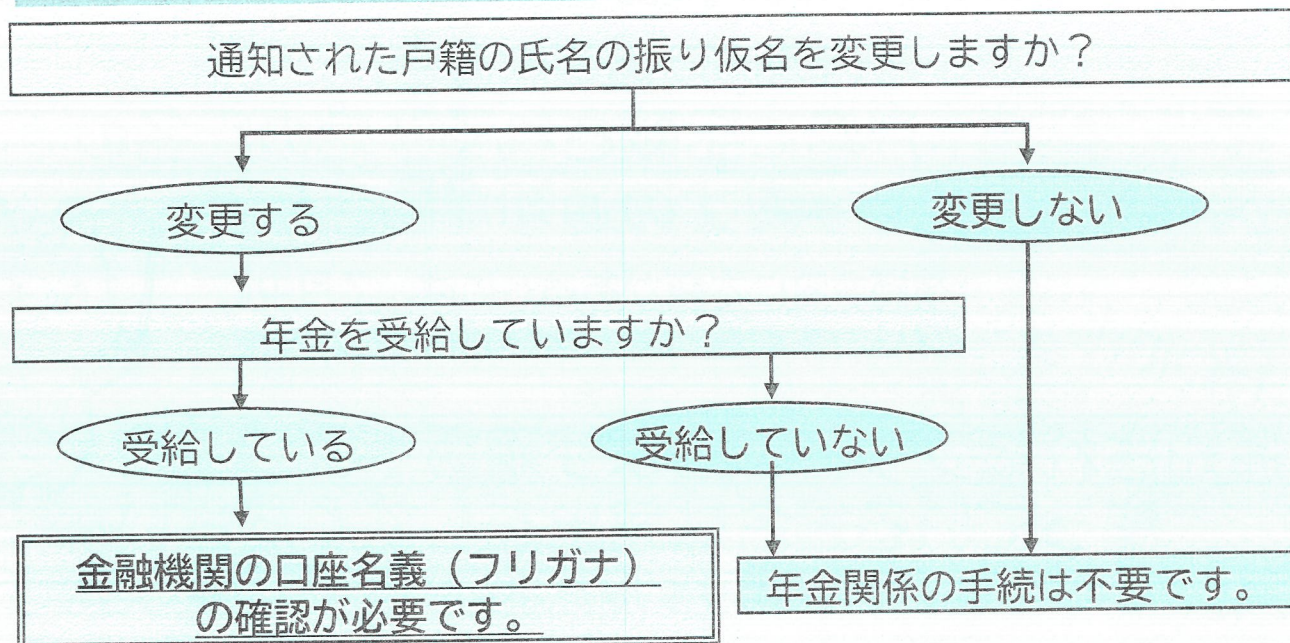


法務省
MINISTRY OF JUSTICE

年金受給者のみなさまへ

- 戸籍の振り仮名を変更する場合、年金の受取金融機関の口座名義の変更が必要となる場合があります。以下の内容をご確認ください。

1. ご確認ください



（「2. 大切なお願いです」をお読みください）

2. 大切なお願いです

- 年金を受け取られている金融機関の口座名義（フリガナ）が、変更後の氏名の振り仮名※1と相違していると、年金の支払いが一時的に止まる場合があります。
- 受取金融機関の口座名義の変更が必要な方に対しては、日本年金機構から「氏名変更のお知らせ」（口座名義変更のご案内）をお送りします。
- 「氏名変更のお知らせ」が届いた場合は、金融機関の窓口等で口座名義（フリガナ）の変更手続が必要です※2。

※2「氏名変更のお知らせ」が届く前に口座名義（フリガナ）を変更すると、年金の支払いが一時的に止まる場合がありますのでご注意ください。

ご不明な点は、日本年金機構の年金事務所へお問い合わせください。年金事務所の連絡先は、日本年金機構ホームページ(<https://www.nenkin.go.jp/>)の「全国の相談・手続窓口」でご確認いただけます。

なお、共済組合から年金を受け取っている方は、該当の共済組合等にお問い合わせください。